

第3回検討会で出された御意見の概要

1 生協共済と保険の異同

- 保険とは異なり、生協共済には、生協が実施する共済事業としての特徴があるべきである。
- 生協共済と保険の差異は、商品そのものというよりも、いろいろな切り口を持ったトータルな生活を相互扶助していこうとする生協と一定の事業を行うことを出発点とする一般事業者の間の事業者の性格の違いにある。

*

- 生協共済と保険は、基本的には、同じ仕組みの技術を使っており、リスクを分散して相互に保障し合うという点も同じ。
- 協同組合は、相互扶助の原理と株式会社の原理を併せ持った矛盾した存在であり、対内的には相互扶助組織だが、対外的には規模が大きくなればなるほど、保険会社と同様にならざるを得ない。

2 契約者保護に係る規制の要否

- 組合員が自分たちで決めるという組合の特性は、保険業法改正に始まる共済契約者の保護という話とあまり融和しないのではないか。

*

- 保険のみならず共済についても、うまくいかなかった場合のリスクが非常に大きいことから、なんらかの規制は必要。
- 保険と生協共済の競争条件を対等にするのが、国民の生活の安定のための基礎的な条件なのではないか。

3 契約者保護に係る規制の振り分け

- 高度な規制を行う場合とそうでない規制を行う場合を振り分ける座標軸としては、以下の2つがある。
 - ・どのくらい加入者に自己責任で損失を負担させてもいいか（少額かどうか）
 - ・実質的な自治が機能しているか
- 規制を行うに当たっては、生協らしさがどこまで保持できているのかによって、線を引くしかないのではないか。

4 兼業規制のあり方

- 共済事業を大規模で行っているような全国的な連合会で、兼業している他の事業も相当規模になっている組合について、リスク遮断の措置をとることはあり得るが、生活の場面である単位生協については措置をとるべきではない。
- 農協の場合は、共済連合会について独立した事業体である一方、生協では単位組合はもちろん連合会でも兼業を行っており、完全に兼業を禁止することは困難。むしろ、完全に兼業を禁止する代わりに、区分経理または明確な分離勘定を導入すべきである。
- 単位農協では、信用事業については、他の事業の兼営が認められており、信用事業における規制やディスクロージャー、区分経理等により問題が生じないようにしている。

*

- 金融事業には、他人の資金を預かっており、その安全性を確保することが重要であることから規制が存在するのであり、それをも超えて兼業可能とするには、相互扶助という協同組合の特性だけでは説明がつかないのではないか。